

テナントオーナーの皆さまへ

# 港区店舗等賃料減額 助成金交付制度のご案内

区は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により  
店舗や事務所等の賃料を減額しているオーナー（賃貸人）に対して  
減額した賃料の一部を助成します

## 助成対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している  
テナントに対して、賃料を減額しているオーナーのうち  
以下に掲げる条件を満たす法人及び個人

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者であること(個人事業主含む)
- ② 所有している港区内の物件（店舗・事務所等）を  
賃貸借契約もしくは転貸借契約に基づき提供していること
- ③ オーナーとテナントが同一（法人の場合は代表者または役員）でないこと

ほか

### 助成金額

減額した賃料の2分の1（1物件・1か月当たり上限15万円）

### 助成対象期間

令和2年4月から9月分の賃料のうち最大3か月分

### 申請受付期間

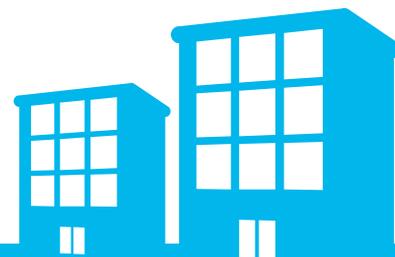
令和2年6月1日(月)～9月15日(火)

### 申請方法

申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して郵送してください。



制度の詳細は  
港区ホームページをご覧ください



問合せ

港区 産業・地域振興支援部  
産業振興課 経営相談担当



03-3578-2459

土日・祝日除く 8:30～17:15

1 助成対象者(賃貸人)…次に掲げる事項のいずれにも該当する方

<input checked="" type="checkbox"/>	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること(個人事業主含む)
<input checked="" type="checkbox"/>	みなし大企業でないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	住民税及び事業税を滞納していないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	賃貸人と店舗等賃借人が同一(法人の場合は代表者又は役員)でないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が港区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者に該当していないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	国・東京都等から、店舗等の賃料減額を対象とした助成を受けていないこと

2 対象となるテナント(店舗等賃借人)…店舗等賃借人が次に掲げる事項を備えていること

<input checked="" type="checkbox"/>	転貸事業者でないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少していること
<input checked="" type="checkbox"/>	申請日現在、今後も継続して、当該物件で事業活動を行う意思があること
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当していないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」及び第2条第13項第2号に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行う事業者には該当していないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	宗教活動又は政治活動を目的としていないこと

3 助 成 対 象 賃料を減額した物件の令和2年4月分から9月分までの賃料のうち最大3か月分

4 助 成 金 額 減額した賃料の2分の1(1物件・1か月当たり上限15万円、千円未満切り捨て)

5 主 な 必 要 書 類

「申請者につき1部用意するもの」	法人	個人事業主
◆港区店舗等賃料減額助成金交付申請書(第1号様式)	○	○
法人事業税の納税証明書(提出可能な最新のもの)	○	×
法人住民税の納税証明書(提出可能な最新のもの)	○	×
個人住民税の納税証明書/非課税証明書(令和元年度分) ※令和元年1月1日時点の居住地で取得	×	○
履歴事項全部証明書(法人の登記簿謄本)	○	×
住民票	×	○
◆港区店舗等賃料減額助成金交付請求書(第4号様式)	○	○
振込先口座が確認できるもの	○	○
「申請物件ごとに用意するもの」	法人	個人事業主
◆店舗等賃料減額状況内訳書(別紙)	○	○
賃料の減額について賃借人と合意したことを示す書類(覚書等)	○	○
賃貸借契約書	○	○
物件の全部事項証明書(建物の登記簿謄本)	○	○
賃料を減額したことがわかる書類	○	○

※◆以外の書類はコピー可とします

6 申 請 受 付 期 間 令和2年6月1日(月)から9月15日(火)まで(当日消印有効)

7 申 請 方 法 郵送にて受付(◆の申請書等は港区ホームページからダウンロードできます)  
申請書等の郵送を希望される場合はご連絡ください。

送付先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区役所 産業振興課「オーナー向け賃料助成担当」宛

※お送りいただく封筒の左上に、区指定の宛名ラベル(港区ホームページからダウンロードできます)を貼付いただくと、郵送料はかかりません。